

平成26年11月10日
滋賀県信用組合

日本政策金融公庫 農林水産事業の受託業務を開始

滋賀県信用組合は、このたび、日本政策金融公庫（略称：日本公庫）農林水産事業と農林水産事業業務委託契約を締結いたしましたので、お知らせいたします。

今回、「農林水産事業業務委託契約」(受託する主な内容等は以下のとおり)を締結したことにより、当組合は農林漁業者向けの日本公庫資金(以下、公庫資金)の取扱が可能となります。資金をご利用される方は、当組合を窓口として農林漁業者向けの公庫資金の利用手続きが進められます。

また、当組合は、既に日本公庫の国民生活事業及び中小企業事業とは「業務委託契約」を締結し、中小企業・小規模事業者向けの公庫資金の取扱を行っております。今回の契約締結により、日本公庫が融資対象としている中小企業・小規模事業者及び農林漁業者全ての方に対する窓口金融機関として、公庫資金を取り扱うことが可能となりました。

滋賀県信用組合は日本公庫とともに幅広いお客様の経営発展を支援してまいります。

■ 「農林水産事業業務委託契約」で受託する主な業務内容

- 1 借入申込の受理、審査
- 2 金銭消費貸借契約の締結
- 3 貸付金の交付及び管理回収
- 4 貸付後のご融資先に対するフォロー
- 5 その他上記に付帯する業務

ご相談は窓口または担当者にお問い合わせください。